

令和 7 年 3 月 25 日

食品表示基準第 2 条第 1 項第 10 号イの別表第 26 の 1 の項から 6 の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号口の別表第 27 の 2 の項第 8 号の規定及び 4 の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示（案）に関する意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示基準第 2 条第 1 項第 10 号イの別表第 26 の 1 の項から 6 の項までの規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める届出の方法並びに同号口の別表第 27 の 2 の項第 8 号の規定及び 4 の項の規定に基づき内閣総理大臣が告示で定める遵守すべき事項その他の必要な事項及び報告の方法を定める告示（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：令和 7 年 1 月 17 日（金）から同年 2 月 17 日（月）12 時まで
2. 意見提出方法：インターネット（e-Gov 意見提出フォーム）及び郵送
3. 寄せられた意見総数：23 件（1 件の中に複数の内容が含まれており、それらを分割し集約すると 88 項目）  
※このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見 1 件

詳細は、以下の URL を御参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&Mode=1&id=235080079>